



第65回 定時株主総会招集ご通知

2025年3月1日▶2026年2月28日

開催要項

おからだの不自由な株主さま、
または障がいのある株主さまへ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。

日時

2026年5月27日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 youmeホール
(末尾会場ご案内図をご参照ください)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

【目次】

■ 招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	5
〔添付書類〕	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	47
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	51

株式会社 **イ ス ミ**

証券コード 8273

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 8273)

2026年5月11日

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社 **イズミ**

代表取締役社長 町田 繁樹

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト	https://www.izumi.co.jp/corp/ir/fi_shareholder.html	
----------	---	---

東京証券取引所のウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
----------------	---	--

上記のウェブサイトへアクセスいただき、当社名（イズミ）又は証券コード（8273）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 youmeホール
（末尾会場ご案内図をご参照下さい）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第65期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役9名選任の件

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

以 上

※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※書面交付請求された株主さまへご送付する書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



開催日時
2026年5月27日（水）
午前10時

■議決権行使書用紙を、株主総会当日に受付にてご提出ください。

■議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使はいずれも不要です。

郵 送



行使期限
2026年5月26日（火）
午後6時

■議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等



行使期限
2026年5月26日（火）
午後6時

■次ページのご案内に従って、パソコンまたはスマートフォン等から、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

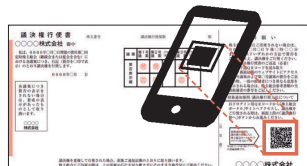
その他のご照会  **0120-782-031** (午前9時～午後5時
土・日・祝日及び12/31～1/3を除く)

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年5月26日(火) 午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年5月20日(水) 午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主さまより議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

議決権の重複 行使について

- ①議決権行使書(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ②インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

注) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権の賛否 について

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の 皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

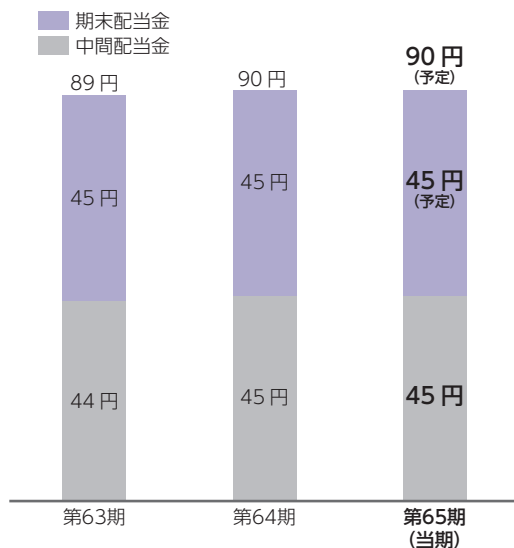
剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、株主の皆さまに対して、配当性向30%以上および累進配当を行うことを定め、安定的な配当を継続していくことを重視しています。2026年2月期の期末配当につきましては、当期及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、上記方針に基づき1株当たり45円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金（1株につき45円）を含めた1株当たりの年間配当金は90円となります。

（注）当社は、2026年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。当期末の期末配当につきましては、配当基準日が2026年2月28日のため、当該株式分割前の株式数を基準として当議案を付議いたします。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき45円 総額 3,151,475,100円
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年5月28日

【ご参考：1株当たり配当金の推移】



第2号議案

取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、業務執行から独立した客観的立場からの監督機能が期待される社外取締役を1名増員して、社外取締役を4名体制とし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	やま 山	にし 西	やす 泰	あき 明	代表取締役会長	13回/13回
2	再任	まち 町	だ 田	しげ 繁	き 樹	代表取締役社長	13回/13回
3	再任	やま 山	にし 西	だい 大	すけ 輔	取締役副社長	13回/13回
4	再任	た 田	はら 原	ひで 英	き 樹	取締役専務執行役員 管理本部長	10回/10回
5	再任	あお 青	き 木	たか 孝	ゆき 幸	取締役常務執行役員 デベロッパー本部長	10回/10回
6	再任	にし 西	かわ 川	まさ 正	ひろ 洋	社外 独立	社外取締役 12回/13回
7	再任	や 矢	の 野	いずみ 泉	社外 独立	社外取締役 12回/13回	
8	再任	あお 青	やま 山	なお 直	み 美	社外 独立	社外取締役 13回/13回
9	新任	かみごうち 上垣内		たけし 猛	社外 独立	—	—

候補者番号

1

やまにし
山西

やすあき
泰明

再任

(1946年7月31日生) 取締役会への出席状況13回/13回 (100.0%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月 当社入社
1981年 5 月 当社取締役
1982年 5 月 当社常務取締役
1984年 4 月 当社専務取締役
1988年 5 月 当社代表取締役専務
1991年 5 月 当社代表取締役副社長
1993年 3 月 当社代表取締役社長
2025年 4 月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 5,938,746株

【取締役候補者とした理由】

山西泰明氏は、代表取締役会長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、経営全般に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まちだ
町田

しげき
繁樹

再任

(1967年4月23日生) 取締役会への出席状況13回/13回 (100.0%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
2010年 8 月 当社住居関連品部長
2013年 6 月 当社執行役員九州ゾーン部長
2014年 2 月 当社執行役員衣料品事業部長
2020年 4 月 当社上席執行役員衣料品事業部長
2020年11月 当社上席執行役員経営企画部長
2021年 5 月 当社取締役経営企画部長
2022年 3 月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2023年 3 月 当社取締役副社長
2025年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 75,663株

【取締役候補者とした理由】

町田繁樹氏は、代表取締役社長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門及び経営企画部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまにし
山西

だいすけ
大輔

再任

(1979年9月25日生) 取締役会への出席状況13回/13回 (100.0%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 8 月 当社入社
2012年 2 月 当社SM事業部長
2017年 9 月 当社総務部長
2019年 2 月 当社中央事業部長
2020年 3 月 当社執行役員中央事業部長
2021年 3 月 当社執行役員業務プロセス改革本部長
2022年 3 月 当社上席執行役員管理本部長
2023年 3 月 当社上席執行役員経営企画本部長
2023年 5 月 当社取締役経営企画本部長
2025年 4 月 当社取締役副社長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 2,242,485株

【取締役候補者とした理由】

山西大輔氏は、営業部門統括の副社長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門、管理部門及び経営企画部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

た は ら ひ で き
田 原 英 樹

再任

(1968年8月25日生) 取締役会への出席状況10回/10回 (100.0%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行
2020年 4 月 同行執行役員広報部長
兼(株)三井住友フィナンシャルグループ
執行役員広報部長
2022年 4 月 同行執行役員コーポレート・アドバイザリー本部副本部長
2024年 5 月 当社専務執行役員管理本部長
2025年 5 月 当社取締役専務執行役員管理本部長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 17,919株

【取締役候補者の選任理由】

田原英樹氏は、管理本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、大手金融グループの広報部門等での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社においては、グループ横断コスト削減プロジェクトの推進、人的資本経営や財務戦略の強化などに取り組んでおり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あ お き た か ゆ き
青 木 孝 幸

再任

(1967年7月18日生) 取締役会への出席状況10回/10回 (100.0%)



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 住友商事(株)入社
2019年10月 同社不動産投資開発事業部長
2024年 4 月 当社常務執行役員開発本部副本部長兼テナント本部長
2025年 4 月 当社常務執行役員開発本部長
2025年 5 月 当社取締役常務執行役員開発本部長
2026年 2 月 当社取締役常務執行役員デベロッパー本部長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 14,436株

【取締役候補者の選任理由】

青木孝幸氏は、デベロッパー本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、大手商社の不動産投資開発部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社においては、不動産投資戦略の強化および新規開発プロジェクトの推進などに取り組んでおり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年 4 月 西川ゴム工業(株)入社
 1979年 6 月 同社取締役
 1981年 6 月 同社管理本部副本部長
 1985年 4 月 同社専務取締役
 1986年10月 同社代表取締役社長
 2006年 6 月 (株)ウツミ屋社外監査役 (現任)
 2017年 6 月 西川ゴム工業(株)代表取締役会長
 2023年 5 月 当社取締役 (現任)
 2025年 4 月 西川ゴム工業(株)取締役会長 (現任)
 (重要な兼職の状況)
 西川ゴム工業(株)取締役会長
 (株)ウツミ屋社外監査役

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】

西川正洋氏は、グローバルに自動車用部品等を製造販売する西川ゴム工業(株)の取締役会長として、企業経営に関する豊富な経験及び実績を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

当社は業種の異なる製造業の分野において、同氏がこれまでに培ってきた企業経営者としての知見は、当社の品質及び安全管理や生産性向上等に資するところが大きく、引き続き、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年 4 月 広島修道大学商学部講師
 1997年 4 月 広島修道大学商学部助教授
 2001年 4 月 広島大学生物生産学部助教授
 2002年 4 月 広島大学大学院生物圏科学研究科准教授
 2015年 4 月 広島修道大学商学部教授（現任）
 2020年 4 月 広島修道大学副学長
 広島修道大学ひろしま未来協創センター長
 学校法人修道学園理事（現任）・評議員
 2022年 4 月 広島修道大学学長（現任）
 2023年 6 月 広島信用金庫理事（現任）
 2024年 5 月 当社取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 広島修道大学学長・商学部教授
 学校法人修道学園理事
 広島信用金庫理事

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】

矢野泉氏は、広島修道大学学長として、組織運営に関する豊富な経験と幅広い人脈を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

同氏は、広島信用金庫の理事となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、農水産物を中心とした食の流通について造詣が深く、当該知見は当社の食を鍵とする今後の事業発展等に資するところが大きく、引き続き、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

あおやま

青山

なおみ

直美

再任

社外

独立役員

(1966年5月27日生) 取締役会への出席状況13回/13回 (100.0%)



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 (株)東芝 入社
2000年 4 月 (株)イーライフ入社新規事業開発部長
2004年 6 月 (有)スタイルビズ設立 同社代表取締役 (現任)
2005年 6 月 ケンコーコム(株)社外取締役
2012年 6 月 ケンコーコム(株)社外取締役退任
2017年 3 月 (株)千趣会社外取締役
2021年 5 月 当社取締役 (現任)
2022年 3 月 (株)千趣会社外取締役退任
2022年 8 月 アスクル(株)社外取締役 (現任)
(重要な兼職の状況)
(有)スタイルビズ代表取締役
アスクル(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数 300株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】

青山直美氏は、Eコマース等のコンサルタント業を営む(有)スタイルビズの代表取締役として、消費者目線のマーケティング等において豊富な経験及び実績を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

同氏がこれまでに培ってきたESG視点を含む知見は、サステナビリティ、IT・AI活用、資本政策、人材育成における女性活躍に係る施策等に資するところが大きく、引き続き、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 日本リーバ(株)
(現ユニリーバ・ジャパン(株)) 入社

1999年3月 同社CFO

2003年1月 ユニリーバ・アジア食品事業部
SVPファイナンス

2006年4月 ユニリーバ・ジャパン(株)
代表取締役社長COO兼 VPファイナンス
(日本・韓国担当)

2012年4月 ウォルマート・ジャパン(株) (西友) SVP店舗運営本部

2015年5月 同社CEO

2018年4月 サンスタースイスSA
CEO／グローバル消費財事業部

2021年7月 (株)J-オイルミルズ
コーポレート本部エグゼクティブ・フェロー

2022年6月 同社取締役専務執行役員油脂事業本部長

2023年7月 同社取締役専務執行役員 COO

2025年7月 同社顧問 (現任)

2025年7月 (株)JTБ 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)J-オイルミルズ 顧問

(株)JTБ社外取締役

■ 所有する当社株式の数 ー株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】

上垣内猛氏は、大規模小売業の経営経験をはじめ、国内外の小売及び消費財分野における経営執行の実績と高度な経営知見を有しており、企業統治、財務戦略、事業構造改革等に関する深い洞察力を備えています。当社は、食品スーパーを中心とした事業構造への転換や収益性向上に向けた経営基盤強化を進めており、同氏の知見は、当社の経営戦略の高度化、ガバナンスの強化、事業ポートフォリオの最適化に大きく寄与するものと考えております。

以上の理由から、同氏は独立した立場から当社の経営監督機能の強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西川正洋氏、矢野泉氏、青山直美氏及び上垣内猛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西川正洋氏、矢野泉氏及び青山直美氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、上垣内猛氏の選任が承認可決された場合は、当社は、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、西川正洋氏、矢野泉氏及び青山直美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、上垣内猛氏の選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をいたします。
6. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会の終結の時まで）
西川正洋氏の当社の取締役に就任してからの年数は、3年であります。
矢野泉氏の当社の取締役に就任してからの年数は、2年であります。
青山直美氏の当社の取締役に就任してからの年数は、5年であります。
7. 当社は、2026年3月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。所有する当社株式の数は、株式分割後の株式を基準に記載しています。

スキルマトリックス

<当社取締役・監査役の知見・経験のある分野（●）>

当社は、取締役会が中長期的な企業価値向上を実現するために必要な知見・経験を、バランスよく備えることを目的としており、取締役会の機能・実効性を可視化するため、スキルマトリックスを策定しております。

各役員の該当スキルは、経歴、実務経験および当社取締役会における役割等を踏まえ、総合的に判断しております。

氏名 役職	企業経営 ・ 経営戦略	流通 ・ 小売 ビジネス	財務 ・ 資本政策	人材 ・ 組織開発	ガバナンス ・ リスク 管理 ・ 法務	サステナ ビリティ	D X ・ A I 活用推進
山西 泰明 代表取締役	●	●		●	●	●	
町田 繁樹 代表取締役	●	●		●	●	●	●
山西 大輔 取締役	●	●			●	●	●
田原 英樹 取締役	●		●	●	●		●
青木 孝幸 取締役	●	●			●	●	
西川 正洋 社外取締役	●				●	●	
矢野 泉 社外取締役		●			●	●	
青山 直美 社外取締役		●			●	●	●
上垣内 猛 社外取締役	●	●	●	●	●	●	●
久永 英明 常勤監査役		●			●		
堀川 智子 社外監査役	●		●	●	●		
岡田 弘隆 社外監査役			●		●		

※上記の一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2018年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を増員するとともに、その役割及び責務が今後さらに増大すると考えられること等を勘案いたしまして、年額500百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定させていただきたいと存じます。

本議案は、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、当社の事業規模、報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案し、委員の過半数を社外取締役が占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、米国の通商政策の動向により原材料調達や物流コストへ影響が残る中、賃金上昇や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇率は鈍化しつつも、食料品を中心とした生活必需品の価格は依然として高い水準を維持しています。小売業界においては消費二極化が進む状況の下、生活必需品を中心とした低価格対応に加え、より高い付加価値を訴求する取り組みが求められるなど、競争環境は一段と厳しさを増しています。

このような状況の下、当社グループは、経営理念「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」に基づき、「暮らしやすく、人口が増えるまちづくり」に長期的視点で取り組むことを掲げ、第二次中期経営計画にて定めた戦略を推進してきました。しかしながら、2024年2月15日に発生したランサムウェア感染被害に伴うシステム障害からの復旧後は、客数回復を最優先に取り組んだ結果、長期化するインフレへの対応が後手に回ったことに加え、新店・活性化(リニューアル)が計画どおりに遂行できなかったことなどから計画数値を修正しました。今後は外部環境の変化への柔軟な対応とともに、2024年8月に株式会社西友より承継したサニー事業の店舗網(70店舗)を加えた九州におけるドミナンスをより一層強化し、グループ全体のさらなる成長につなげていきます。

成長戦略では、当社グループは、サニー事業が有するノウハウを既存店舗へ展開することで、収益力の高い「新規SM(スーパーマーケット)事業」を創造し、将来的にはGMS(総合スーパー)と並ぶ収益の柱へと育成することを目指しています。この取り組みを推進するため、「食品本部」に「新規SM事業商品部」を新設しました。

4月には、代表取締役社長に町田繁樹が就任しました。新たな経営体制の下、店舗を「街の核」として位置づけ、単なる小売の枠を超えた多機能な拠点としての役割を強化しています。自治体との協働や店舗の個性を生かしたサービスの提供を通じて変化する顧客ニーズに対応し、地域の皆さまとともに持続的な成長と企業価値向上を図ります。

また、7月には、ハンドボールチーム「イズミメイプルレッズ広島」の運営を目的として、新会社「株式会社メイプルレッズ」を設立しました。これまで以上

にホームタウンと密接に連携し、ハンドボールを通じて地域に“夢”と“活力”を与え、社会の活性化に貢献することを目指します。

商品戦略では、9月に当社の新しいPB(プライベートブランド)「ゆめイチ」を発売しました。また、「ゆめイチ」をSM300店舗体制に向けた成長戦略の一翼を担う重要なエンジンと位置づけ、「PB事業企画部」を新設することで、商品開発のスピードおよび質の向上に取り組んでいます。地域の食文化に精通したバイヤーが地域密着型の商品開発を推進し、地域特性や変化するニーズを反映した当社ならではの地域密着ブランドを育成していきます。

さらに、「サステナビリティ基本方針」に基づき、環境KPI達成に向けた取り組みを着実に推進しています。4月には、経営戦略と連動したサステナビリティ推進体制の更なる強化を目的として、「広報課」と「サステナビリティ推進課」を経営企画部に統合し、対外的な発信力をより高める組織体制を整備しました。サステナビリティの状況等の詳細につきましては当社サステナビリティサイトをご参照ください。

サステナビリティサイト

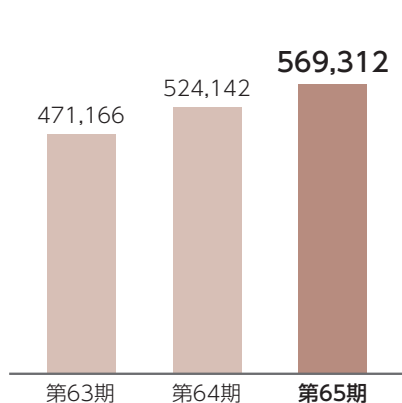
<https://www.izumi.co.jp/sustainability/>

主力の小売事業において、第1四半期に、2024年2月に発生したランサムウェア感染によるシステム障害の影響が一巡しました。前年同期において商品供給やシステムの停止による店舗運営体制への様々な影響を受けた直営売場では、客数が回復し販売は堅調に推移しました。第2四半期以降は、米をはじめとする食料品や日用品は価格の高止まりする中で、生活必需品への支出の見直しが進みました。

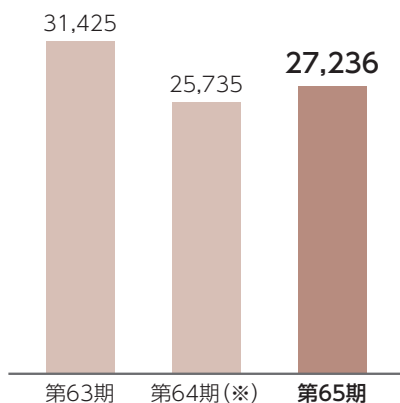
これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	569,312百万円	8.6%増
(内 売上高)	(510,942百万円)	9.3%増
(内 営業収入)	(58,369百万円)	2.8%増
営業利益	27,236百万円	5.8%増
経常利益	27,361百万円	5.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	16,834百万円	36.8%増

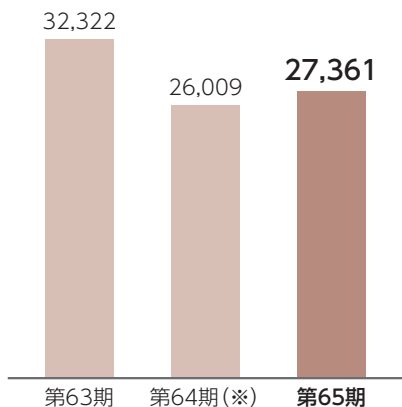
■ 営業収益 (百万円)



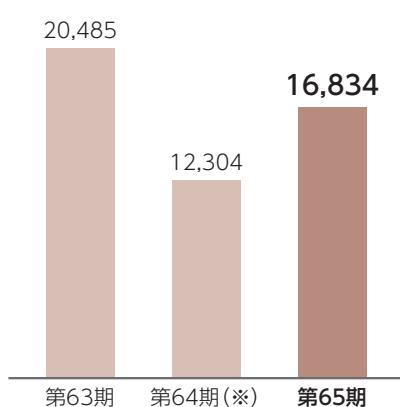
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



※ 第65期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

主な増減要因

① 営業収益及び営業総利益

営業収益は前期比45,169百万円（8.6％）増加し、569,312百万円となりました。これは、主にサニー事業の承継による店舗数増加と、前年のシステム障害からの回復による販売増が寄与したこと等によるものです。

営業総利益は、222,409百万円(前期比14,807百万円増)となりました。営業収益対比では39.1％となり前期に比べて0.5ポイント低下しました。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、主にサニー事業の承継に伴う人件費、賃借料及びのれん償却費の増加に加え、前年のシステム障害の影響により抑制された広告宣伝費の増加等により、前期比13,306百万円（7.3％）増加の195,172百万円となりました。営業収益対比では34.3％となり、前期に比べて0.4ポイント低下しました。

これらの結果、営業利益は前期比1,500百万円（5.8％）増加の27,236百万円となり、営業収益対比は4.8％と前期に比べて0.1ポイント低下しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比265百万円（20.8％）増加の1,537百万円となりました。一方、営業外費用は、シンジケートローンの組成に伴う支払利息の増加を主因として、前期比413百万円（41.4％）増加の1,412百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比1,352百万円（5.2％）増加の27,361百万円となりました。営業収益対比は4.8％と前期に比べて0.2ポイント低下しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、受取補償金1,342百万円等を計上し1,519百万円となりました（前期比1,509百万円の減少）。一方、特別損失は、減損損失1,717百万円等を計上し2,351百万円となりました（前期比5,886百万円の減少）。

法人税等は9,428百万円となりました（前期比1,765百万円の増加）。

非支配株主に帰属する当期純利益は、連結子会社における受取補償金の計上等

により266百万円となりました（前期比567百万円の減少）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4,530百万円（36.8%）増加の16,834百万円となりました。営業収益対比は3.0%と前期に比べて0.7ポイント上昇しました。

各セグメントの業績

①小売事業

主力の小売事業において、第1四半期に、2024年2月に発生したランサムウェア感染によるシステム障害の影響が一巡しました。前年同期において商品供給やシステムの停止による店舗運営体制への様々な影響を受けた直営売場では、客数が回復し販売は堅調に推移しました。第2四半期以降は、米をはじめとする食料品や日用品は価格の高止まりする中で、生活必需品への支出の見直しが進みました。

商品面では、強まる節約志向に対応すべく、3月から、毎日の食卓や暮らしに欠かせない食料品や日用品を低価格で提供する「全力応援値下げ」の品目数を60品目から100品目へ拡大しました。また、お客さまの多様なニーズに対応しつつ、店舗付加価値を高めるため、惣菜・生鮮加工品の自社製造ブランド「zehi(ぜひ)」においては、新商品の開発及び既存商品のリニューアルを推進しました。さらに、お客さまがお買い求めやすい値ごろ感の訴求と適量サイズの品ぞろえを強化しました。

一方、連結子会社の株式会社ゆめマート熊本が運営するサニー70店舗においては、システムの切り替えに伴い株式会社西友（東京都武蔵野市）のPB商品の取り扱いを3月より順次終了し、2024年2月に加盟したニチリウグループ（大阪府福島区）のPBである「くらしモア」を導入しました。11月には「くらしモア」の取り扱いを800品目まで拡大し、インフレの長期化により高まる低価格ニーズへの対応力を強化しました。これまでお客さまにご愛顧いただいた商品に代わり、さらに魅力的な商品やサービスの充実に取り組んでいます。さらに7月には、中四国地方及び九州地方のSMとして初めて、水産エコラベル「MEL認証」を取得したかつおとぶりを使用した商品を販売開始しました。今後も、環境・社会・経済に配慮した商品を調達することにより、資源・生態系を守り、持続可能な水産業の発展に貢献するとともに、エシカル消費の推進に取り組めます。

また、同月に当社オリジナルブランド「SHUCA（シュカ）」において、新た

に雑貨ラインの販売を開始しました。今夏の猛暑に対応し、接触冷感や抗菌防臭などの機能性を付加した生活関連商品を展開しています。

9月には、当社グループ各店において、毎日の食卓に欠かせない食料品90品目と日用品10品目を対象に、「強烈特価」厳選100を販売開始するとともに、新たなPB「ゆめイチ」を発売し、イズミグループ全店で取り扱いを開始しました。「ゆめイチ」は、「イチバンも。イチオシも。」をコンセプトに掲げ、商品ラインには毎日食べるものをよりお安くお求めいただけるよう、低価格にこだわった「プライス」、品質（原料、製法、味わい）と価格のバランスを重視したスタンダードラインの「レギュラー」、さらには圧倒的な品質にこだわり高付加価値、高品質を追求した最上位ラインの「プレミアム」の3つのラインで構成しています。お客さまの価格感度が高まる中、まずは低価格帯の「プライス」から順次展開し、2025年度はプライス140品目、レギュラー22品目、プレミアム1品目の合計163品目を発売しました。なお、価格訴求力が向上したこともあり販売は好調に推移しており、今後は、2035年までに累計800アイテムを開発するとともに、PB事業による食品内構成比についても、2030年には10%を目指して拡大していく方針です。

また、これらに加えて高付加価値商品の販売にも注力しています。ライフスタイル売場では、高気温の影響により一部シーズン商品の販売が苦戦する中、健康意識やトレンド感度の高いお客さまのニーズを踏まえ、人気のリカバリーウェア等のコーナー化やECで支持を集める下着ブランドの販売に取り組みました。これらの施策により、関連商品の販売は好調に推移しました。さらに、自社ブランド「SHUCA」のターゲット層の見直しを進めるとともに、人気キャラクターとのコラボ商品の展開などを通じて、強まる消費の二極化へ対応していきます。

店舗面では、3月に広島新駅ビル「minamoa」に当社初のバラエティコスメショップ単独店「En Fleur Petit（ア・フルール プティ）minamoa広島店（広島市南区）」をオープンしました。同店では、「日常のささやかなご褒美〜Petit recompense（プティ レコンパンス）〜」をコンセプトに、国内外のオーガニックコスメやバラエティコスメを幅広いラインナップで展開しています。また、「日常+高質」をキーワードとした、「アバンセminamoa広島店（広島市南区）」をオープンしました。地元食材を使ったこだわりの商品や全国の銘品などの高付加価値商品を中心に展開し、地域のお客さまや旅行者など、多様なライフスタイルのニーズに対応しています。

6月には、「ゆめタウン山陽（岡山県赤磐市）」を建て替え、岡山県内では初の「近隣型ショッピングセンター（NSC:Neighborhood Shopping Center）」となる「ゆめモール山陽（同上）」をオープンしました。「通う場所」「出会う場所」「憩う場所」をキーワードに、地域の生活拠点として、環境にやさしく、便利で快適、健康な暮らしを提供する地域密着型モールを目指し、当社が運営する食品スーパー「ゆめマート」を核テナントとして“毎日通う楽しみ”を提供いたします。また、今までになかった新しい出会いや人と人をつなぐ地元交流の場を創出し、地域の健康的なライフスタイルの実現をサポートしてまいります。

9月には、「ゆめマート曾根（北九州市小倉南区）」を開業しました。同店は、「安全・安心・おいしさ」をキーワードに日々の便利で快適な暮らしを応援する24時間営業の食品SMとして、地域の皆さまに新しい“食”の価値を提案するとともに、産直野菜・産直活魚を取り扱い、産直ならではの“鮮度”を提供します。また持続可能な社会の実現に向けた地域貢献・SDGsの取組みとして、運営する「株式会社ゆめマート北九州」の店舗では初の全使用電力を再生可能エネルギー由来で運営しています。

10月には、「ゆめタウン呉（広島県呉市）」において、「ゆめタウン呉レクレ館」を開業しました。同施設は2005年10月の開業以来、長きにわたり地域の皆さまから愛されてきた商業施設であり、2026年夏に向けて、新規専門店の導入や既存専門店の改装を進め、段階的なリニューアルを行っていく予定です。

既存店においては、大規模リニューアルを実施しました。3月には「ゆめタウン大竹（広島県大竹市）」に「無印良品」をテナントとして導入し、若い世代の新規顧客の来店促進を図りました。また、食品売場では、什器の入れ替えや、冷凍食品売場の拡充、地元銘菓の導入などを行い、地域のお客さまニーズに合わせた品ぞろえの強化と買物環境の向上などを図りました。4月には、「ゆめタウン丸亀（香川県丸亀市）」において、「ヒマラヤスポーツ」の導入に加え、ライフスタイル売場の回遊性向上を目的とした改装を実施しました。

さらに、「ゆめタウンく留米（福岡県く留米市）」では、「リトルプラネット」を当社フランチャイズ第1号店として導入し、遊び場や子供服売場を集約することでキッズゾーンの再構築を行い、若い子育て世代の来店促進に取り組みました。

6月には、「ゆめタウン中津（大分県中津市）」において、1998年5月の開業以来、過去最大規模のリニューアルを実施しました。新規専門店の導入や既存専門店の改装、直営食料品及びライフスタイル売場の刷新に加え、サービス機能の

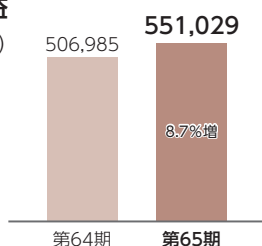
充実を目的として、無料遊び場やお客さま用トイレ、授乳室も改装し、快適に過ごせる空間を提供しています。また、後方環境においても、食堂や休憩室、トイレ、更衣室の改装を行い、労働環境の改善による従業員エンゲージメントの向上にも取り組みました。

9月には、「ゆめタウン福山（広島県福山市）」において、ビューティー＆ヘルスケアゾーンの構築を中心として、地元のコスメショップ「LOOK」や、お客さまの要望が高かった「SUBWAY」などを導入しました。今後も「街の核」として地域ニーズへの対応と来店価値の向上に取り組んでいきます。

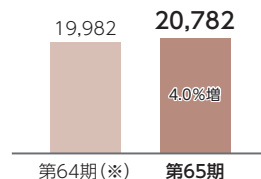
以上の取り組みに対して、当期における当社の既存店売上高（テナント専門店を含む）は前年同期比で2.0%増（「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）」等を適用前の数値）、同様にテナント専門店を除く直営ベースでは1.7%増（同）となりました。

これらの結果、営業収益は551,029百万円（前期比8.7%増）、営業利益は20,782百万円（前期比4.0%増）となりました。

営業収益
(百万円)



営業利益
(百万円)



※ 第65期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

②小売周辺事業

小売周辺事業では、ランサムウェア感染被害の影響が一巡し、小売事業の営業が正常化したこと等により、増収増益となりました。

金融事業の株式会社ゆめカードにおいては、クレジット・電子マネー「ゆめか」取扱高等の増加により手数料収入が増加しました。「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における1,067万枚から当期末には1,117万枚へと増加しました。また、7月には、ローン専用カード「youme club yell（ゆめクラブエール）」のサービスを開始し、8月には、当社グループ店舗以外の加盟店でも「ゆめアプリ」を

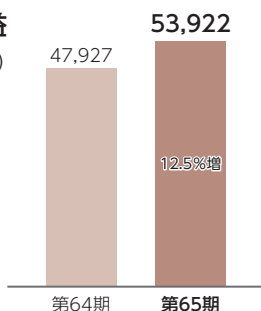
通じて「ゆめか」によるコード決済が可能となる「ゆめかPay (ゆめかペイ)」のサービスを開始しました。今後は加盟店の拡大を通じて、お客さまの利便性向上に取り組むとともに、地域のデジタルインフラ構築に取り組む方針です。

施設管理事業の株式会社イズミテクノにおいては、指定管理施設の増加に加え、工事の受注が好調に推移し、増収増益となりました。

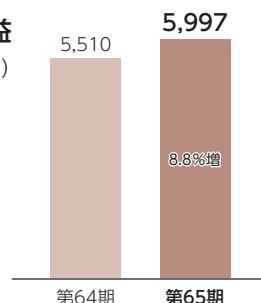
飲食事業のイズミ・フード・サービス株式会社においては、主力業態のミスタードーナツ及びサーティワンアイスクリーム等が好調に推移した一方、時給上昇に伴う人件費の増加等により増収減益となりました。

これらの結果、営業収益は53,922百万円（前期比12.5%増）、営業利益は5,997百万円（前期比8.8%増）となりました。

営業収益
(百万円)



営業利益
(百万円)

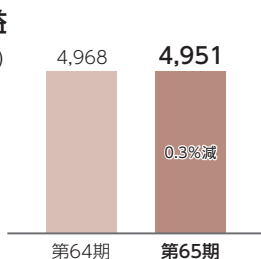


③その他

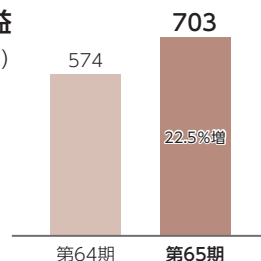
卸売事業では、販売が堅調に推移するとともに、為替相場が前期に対し円高傾向であったことで輸入原価の低減が利益改善に寄与しました。また、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は4,951百万円（前期比0.3%減）、営業利益は703百万円（前期比22.5%増）となりました。

営業収益
(百万円)



営業利益
(百万円)



(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客さま満足度の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客さま満足度No. 1 を目指して

- ☐ 三世代の幅広いニーズを満たす品ぞろえ及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- ☐ 地域のお客さまにとって、品質、鮮度が高く安全・安心な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。
- ☐ 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- ☐ 2030年までの目標「youme MIRAI 宣言」として数値目標を策定するとともに、取り組み項目として下記5項目を掲げています。
 - CO₂排出量 : 50%削減 (2013年度比)
 - プラスチック包装 : 80%削減 (2018年度比)
 - 食品ロス・リサイクル : 50%削減 (2018年度比)、食品リサイクル率70%

取り組み項目

- ・地域から頼りにされる拠点づくり
- ・気候変動を和らげるために
- ・人と地球にやさしい商品を
- ・みんなが住みやすい街づくり
- ・働きがいのある職場づくり

- ☐ 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」、近隣型ショッピングセンター「ゆめモール」及び食品スーパーマーケット「ゆめマート」の今後の積極出店を展望し、キャッシュ・フロー創出能力の向上を目指し体質強化を図るとともに、既存店への活性化投資ならびにスクラップ&ビルドを継続的

に行うことで店舗の若返りを図り、地域シェアの拡大による企業成長に繋げてまいります。

- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などにおける競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用の維持・拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人時生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組み、その成果を全店に展開することで生産性を高めてまいります。また、業務のデジタル化を推し進めることで省力化を図り、従業員の労働環境の整備を図るとともに、生み出された余剰時間をサービス向上へ転換しお客さまの満足につなげてまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主さま・投資家さまとの対話を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。
- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元に向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる向上とともに最適資本構成の実現を通じて、企業価値及び株主価値の増加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は21,771百万円であり、主に店舗新設に係る投資、既存店舗の活性化及びDX投資等によるものです。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

(株)メイプルレッズを新たに設立したことにより、当連結会計年度より、連結の範囲に含めています。

持分法適用会社であった(株)サングリーンは、当連結会計年度にて、当社が所有する株式を売却したことにより、持分法適用会社から除外しています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 2023年2月期	第63期 2024年2月期	第64期 2025年2月期	第65期 (当期) 2026年2月期
営 業 収 益(百万円)	460,140	471,166	524,142	569,312
売 上 高(百万円)	406,857	415,633	467,345	510,942
営 業 利 益(百万円)	33,644	31,425	25,735	27,236
経 常 利 益(百万円)	34,396	32,322	26,009	27,361
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	23,188	20,485	12,304	16,834
1株当たり当期純利益(円)	108.12	95.49	57.33	79.40
総 資 産(百万円)	478,541	489,509	575,963	595,383
純 資 産(百万円)	278,104	294,233	299,603	307,939

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。
 2. 当社は、2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2023年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算出しています。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用会社2社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャンダイジング・ストア（GMS）、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(7) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	33店舗
		岡山県	9
		山口県	13
		島根県	7
		福岡県	20
		佐賀県	3
		大分県	3
		長崎県	3
		熊本県	10
		香川県	3
		徳島県	1
		兵庫県	2
		その他	1
		合 計	108
(株)ゆめマート熊本	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	福岡県	63店舗
		熊本県	26
		長崎県	2
		佐賀県	1
		大分県	1
		合 計	93
(株)ゆめマート北九州	本社	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	21店舗
		大分県	2
		山口県	7
		合 計	30
(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	25店舗
		岡山県	1
		合 計	26
(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	5店舗
(株)サンライフ	本社	大分県大分市大字田尻443番地の1	
	地域別店舗数	大分県	4店舗

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	4,245 名	△20 名
小売周辺事業	755	+102
その他	25	+5
合計	5,025	+87

(注) このほか、パートタイマーは13,560名（1名1日8時間換算）です。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆ め カ ー ド	480 百万円	100.0 %	金融業
(株) イ ズ ミ テ ク ノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆ め マ ー ト 熊 本	257	100.0	小売業
(株) ゆ め マ ー ト 北 九 州	100	100.0	小売業
(株) ユ ア ー ズ	50	59.5	小売業

(注) 議決権比率の（内書）は、間接所有割合です。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
(株) 広 島 銀 行	24,960 百万円
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	19,702
(株) 三 井 住 友 銀 行	19,044
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	9,004
(株) み ず ほ 銀 行	7,352

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 195,243,000株
- (2) 発行済株式の総数…………… 71,665,200株（自己株式1,632,420株を含む。）
- (3) 株主数…………… 21,665名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山西ワールド(株)	19,935 千株	28.5 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,645	6.6
第一不動産(株)	4,208	6.0
(株)日本カストディ銀行(信託口)	3,155	4.5
日本生命保険(相)	2,093	3.0
(株)広島銀行	2,000	2.9
山西 泰明	1,979	2.8
イズミ広島共栄会	1,959	2.8
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,163	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505223	891	1.3

(注) 持株比率は、自己株式（1,632,420株）を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	23 千株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記のほか、当社執行役員 19名に対し、14千株を交付しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

① 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取等による取得
普通株式 512株

取得価額の総額 1 百万円

- ・自己株式立会外買付の買取等による取得

普通株式 1,559,400株

取得価額の総額 4,994百万円

② 当事業年度末の保有株式

普通株式 1,632,420株

- (注) 当社は、2026年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「2.会社の株式に関する事項」に記載の株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	当社の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 西 泰 明	
代表取締役社長	町 田 繁 樹	
取締役副社長	山 西 大 輔	
取 締 役	田 原 英 樹	専務執行役員管理本部長
取 締 役	青 木 孝 幸	常務執行役員デベロッパー本部長
取 締 役	西 川 正 洋	西川ゴム工業(株)取締役会長 (株)ウツミ屋社外監査役
取 締 役	矢 野 泉	広島修道大学学長・商学部教授 学校法人修道学園理事 広島信用金庫理事
取 締 役	青 山 直 美	(有)スタイルビズ 代表取締役 アスクール(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	久 永 英 明	
監 査 役	堀 川 智 子	中国木材(株)取締役会長 公認会計士
監 査 役	岡 田 弘 隆	税理士

- (注) 1. 取締役 西川正洋、矢野泉及び青山直美の各氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 堀川智子及び岡田弘隆の両氏は、社外監査役です。
 3. 当期中における役員の異動は次のとおりです。
 就任 2025年5月28日開催の第64回定時株主総会において、田原英樹氏は、新たに取締役に選任され同日就任しました。
 2025年5月28日開催の第64回定時株主総会において、青木孝幸氏は、新たに取締役に選任され同日就任しました。
 退任 2025年5月28日開催の第64回定時株主総会において、三家本達也氏は、取締役に任期満了により退任しました。
 2025年5月28日開催の第64回定時株主総会において、黒本寛氏は、取締役に任期満了により退任しました。
 4. 監査役 岡田弘隆氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役 堀川智子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 当社では、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を除く執行役員は2026年2月28日現在で18名であり、その地位及び担当は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	当社の担当
上 席 執 行 役 員	河 崎 智 広	グループS M販売本部長
上 席 執 行 役 員	山 野 正 道	(株)ゆめマート熊本代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	小 林 篤 志	販売本部長
上 席 執 行 役 員	大久保 康 三	企画本部長
上 席 執 行 役 員	柳 井 忠 利	食品本部長
執 行 役 員	岡 本 圭 史	情報システム本部長
執 行 役 員	三 浦 健 司	デベロッパー本部副本部長
執 行 役 員	平 公 成	経営企画部長
執 行 役 員	宮 次 太 功	人事部長
執 行 役 員	阿 部 睦 夫	デリカ事業部長
執 行 役 員	寺 本 智 広	生鮮部長
執 行 役 員	田 部 学	オペレーション統括部長
執 行 役 員	梅 田 秀 樹	グロッサリー部長
執 行 役 員	片 山 心	C S M推進部長
執 行 役 員	戸 町 奈緒子	グループコーポレート統括部長
執 行 役 員	廣 瀬 伸 作	イズミ・フード・サービス(株)代表取締役社長

会社における地位	氏 名	当社の担当
執 行 役 員	溝 口 晋	(株)デイリーマート 代表取締役社長
執 行 役 員	河内山 英雄	(株)ゆめマート北九州 代表取締役社長

※期末日後における執行役員の地位及び担当の異動は次のとおりです。

(2026年3月1日付)

【異動】

(新任) 執行役員 真田 貢二郎 ライフスタイル本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社及び当社グループの取締役（社外取締役を含む）、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての保険料を当社及びグループ会社が負担しています。なお、契約は1年毎に契約更新しています。

これにより、対象となる被保険者が職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があり、補填する額について限度額を設けています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法については、2021年2月9日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議し、その決定方針に基づき各取締役の職務の内容に応じた年間評価等を勘案したうえで報酬等の額を指名・報酬委員会において審議しています。

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の

報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（決算賞与等）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

□) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとします。

ハ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

・業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益等の目標値に対する達成度合い及び個人評価に応じて算出された額を決算賞与等として、当該事業年度終了後の一定の時期等に支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとします。

・非金銭報酬（株式報酬）

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬とし、毎年、一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、各取締役の固定報酬の額に役位別の係数を乗じた株式報酬基準額に対して、会社の業績目標に対する達成度係数（0.90～1.10）を乗じた金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定します。なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬の総額は、上記取締役報酬限度額の枠内で、年額100百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。

二) 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業及び地元企業の実態を参考にしながら、指名・報酬委員会において審議を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝60：25：15とします（KPIを100%達成の場合）。

ホ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しています。当該指名・報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬限度額は2018年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により500 百万円（うち社外取締役分は30百万円、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役報酬限度額の枠内で非金銭報酬（株式報酬）として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することの承認・決議、また、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすることが、承認・決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

監査役報酬限度額は2021年5月26日開催の第60回定時株主総会の決議により50 百万円と定めています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しており、取締役会から委任を受けて当該事項を決定した取締役その他の第三者はありません。

なお、指名・報酬委員会は、2名の社内取締役と3名の社外取締役の計5名で構成され、委員長は代表取締役会長が務めています。当委員会は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた決算賞与の評価配分及び取締役個人別の割当株式数を決議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会は当委員会による答申を慎重に審議したうえで、各取締役の報酬等の額を決定しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	406 (25)	307 (25)	23 (－)	75 (－)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	25 (10)	25 (10)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
2. 上記報酬等の額のほか、社外取締役及び社外監査役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
3. 上記報酬等の額のほか、2025年5月28日開催の第64回定時株主総会の決議による退任取締役2名に対して役員退職慰労金78百万円を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。
4. 業績連動報酬に関する業績指標等の内容、当該業績指標を選択した理由及び算定方法等は、「(八) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、業績指標に関する実績については、当事業年度の経常利益予算に対して未達成でした。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 西川正洋氏は、西川ゴム工業(株)の取締役会長であります。当社と西川ゴム工業(株)との間に取引関係はございません。また、同氏は(株)ウツミ屋の社外監査役であります。当社と(株)ウツミ屋との間に取引関係はございません。

取締役 矢野泉氏は、広島修道大学の学長及び商学部教授であります。当社と広島修道大学との間に取引関係はございません。また、同氏は学校法人修道学園の理事であります。当社と学校法人修道学園との間に取引関係はございません。さらに、同氏は広島信用金庫の理事であり、当社と広島信用金庫との間に商取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。

取締役 青山直美氏は、(有)スタイルビズの代表取締役であります。当社と(有)スタイルビズとの間に取引関係はございません。また、同氏はアスクル(株)の社外取締役であり、当社とアスクル(株)との間に商取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。

監査役 堀川智子氏は、中国木材(株)の取締役会長であります。当社と中国

木材(株)との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

〈社外取締役〉

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 川 正 洋	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、当社とは業種の異なる製造業の分野において、同氏がこれまでに培ってきた企業経営者としての豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。
取 締 役	矢 野 泉	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、大学の学長としての組織運営及び食の流通に関する豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。
取 締 役	青 山 直 美	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、企業経営の中でもサステナビリティや人材育成に係る女性活躍のための施策に関する豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。

〈社外監査役〉

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	堀 川 智 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ主に企業経営者としての幅広い視野と経験に加えて、企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。 また、監査役会16回のうち14回に出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。
監 査 役	岡 田 弘 隆	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。 また、監査役会16回のうち15回に出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。

(注) 取締役 西川正洋氏、取締役 矢野泉氏、取締役 青山直美氏、監査役 堀川智子氏及び監査役 岡田弘隆氏の5名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 62百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 94百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
- ii) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
- iii) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
- iv) 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
- v) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
- vi) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- vii) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- viii) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- ii) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づける。また、当社管理本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づける。
- ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に對する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
- ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に對しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
- ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
- iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」の経営理

念のもと事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し、各会議体での説明や各階層別の研修での教育を通じてコンプライアンスの定着・徹底を図っております。また当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を月1回開催し、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るとともに対応策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されるとともに、改善策等も指導しております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役（社外取締役を除く。）で構成する経営会議及び取締役（社外取締役を除く。）と執行役員で構成する本部長会議を原則毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第65期の取締役会は、定時12回、臨時1回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、各リスクに対する対応を進めるとともに、内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

また、2024年2月のサイバー攻撃により、システム障害が発生したことを受けて、サイバーセキュリティの強化のため当社グループ全体のセキュリティとIT戦略を一元管理するとともに、迅速な意思決定と施策を行う為、CISO(情報セキュリティ責任者)を設置しました。さらに、高度化するサイバー攻撃への対応や情報セキュリティのリスクを網羅的に把握し評価するため、セキュリティ情報の収集と分析、企画を担う情報セキュリティ担当を設置しました。この体制の

下、セキュリティの多層防御と監視体制の構築等の対応を行っております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、3か月に1回の当社社長とグループ会社社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、当社管理本部長とグループ会社社長との間で、毎月1回の経営課題に係る対応策の会議を開催し、業務執行等について協議しております。

さらに、四半期ごとにグループ会社の事業活動の状況を当社の取締役会で報告しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2026年2月28日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2025年2月28日)
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	(137,079)	(119,765)
現金及び預金	28,088	15,717
受取手形、売掛金及び契約資産	61,794	59,259
商品及び製品	30,242	29,145
仕 掛 品	29	72
原材料及び貯蔵品	739	771
そ の 他	16,747	15,384
貸 倒 引 当 金	△561	△586
固 定 資 産	(458,303)	(456,198)
有形固定資産	(357,808)	(352,478)
建物及び構築物	144,833	149,317
機械装置及び運搬具	3,690	4,068
土 地	191,261	187,005
リ ー ス 資 産	4,557	960
建 設 仮 勘 定	4,223	2,125
そ の 他	9,241	9,001
無形固定資産	(62,156)	(65,793)
の れ ん	34,207	36,419
商 標 権	17,910	18,560
そ の 他	10,038	10,813
投資その他の資産	(38,338)	(37,925)
投資有価証券	6,073	4,667
長期貸付金	40	59
繰延税金資産	12,961	13,592
敷金及び保証金	16,214	16,782
そ の 他	3,217	2,992
貸 倒 引 当 金	△167	△168
資 産 合 計	595,383	575,963

区 分	当連結会計年度 (2026年2月28日)	(ご参考) 前連結会計年度 (2025年2月28日)
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	(142,973)	(127,095)
支払手形及び買掛金	57,289	29,024
短 期 借 入 金	12,280	24,500
1年内返済予定の長期借入金	17,620	18,711
未 払 金	15,234	13,141
未払法人税等	5,837	4,946
賞 与 引 当 金	2,337	2,389
役員賞与引当金	41	4
契 約 負 債	8,016	7,398
建物取壊損失引当金	—	261
賃借契約損失引当金	32	32
そ の 他	24,283	26,683
固 定 負 債	(144,470)	(149,264)
長 期 借 入 金	88,611	96,232
リ ー ス 債 務	4,533	893
長期預り敷金保証金	22,041	22,021
役員退職慰労引当金	62	53
利息返還損失引当金	316	274
賃借契約損失引当金	293	325
退職給付に係る負債	8,686	10,361
繰 延 税 金 負 債	7,312	7,006
資 産 除 去 債 務	11,840	11,253
そ の 他	771	840
負 債 合 計	287,444	276,359
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	(289,150)	(283,565)
資 本 金	19,613	19,613
資 本 剰 余 金	22,758	22,739
利 益 剰 余 金	252,115	241,684
自 己 株 式	△5,337	△473
その他の包括利益累計額	(4,857)	(2,342)
その他有価証券評価差額金	3,160	1,935
退職給付に係る調整累計額	1,697	407
非支配株主持分	(13,930)	(13,696)
純 資 産 合 計	307,939	299,603
負債・純資産合計	595,383	575,963

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(单位：百万円)

区 分				当連結会計年度 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)	
営業 売 売 営 							

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2026年2月28日)	(ご参考) 前事業年度 (2025年2月28日)
(資産の部)		
流動資産	(113,488)	(99,333)
現金及び預金	21,432	9,525
受取手形、売掛金及び契約資産	11,642	10,642
商品	24,084	23,343
原材料及び貯蔵品	301	298
前払費用	784	951
短期貸付金	42,003	43,235
預け金	1,577	669
その他の	11,826	10,681
貸倒引当金	△162	△12
固定資産	(407,205)	(401,353)
有形固定資産	(274,059)	(268,159)
建物	114,825	118,532
構築物	5,335	5,337
機械及び装置	2,685	2,930
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	4,957	5,270
土地	138,899	134,637
リース資産	3,676	—
建設仮勘定	3,679	1,449
無形固定資産	(6,511)	(7,313)
借地権	3,903	4,325
ソフトウェア	1,778	1,860
その他の	830	1,127
投資その他の資産	(126,635)	(125,881)
投資有価証券	5,277	3,566
関係会社株式	93,669	93,722
出資金	4	4
長期貸付金	40	59
長期前払費用	411	450
繰延税金資産	11,090	11,362
出店仮勘定	258	123
敷金及び保証金	13,744	14,553
その他の	2,178	2,078
貸倒引当金	△40	△40
資産合計	520,694	500,687

区 分	当事業年度 (2026年2月28日)	(ご参考) 前事業年度 (2025年2月29日)
(負債の部)		
流動負債	(155,177)	(135,698)
買掛金	47,036	20,298
短期借入金	47,233	57,812
1年内返済予定の長期借入金	17,620	18,711
リース債務	105	—
未払金	15,748	10,778
未払費用	1,926	1,991
未払法人税等	3,881	2,556
未払消費税等	1,751	4,440
前受金	1,443	1,408
預り金	8,255	7,858
契約負債	7,916	7,303
賞与引当金	1,714	1,783
役員賞与引当金	23	—
建物取壊損失引当金	—	261
賃借契約損失引当金	32	32
その他の	486	460
固定負債	(133,592)	(136,798)
長期借入金	88,611	96,232
リース債務	3,713	—
長期預り敷金保証金	20,939	20,892
退職給付引当金	9,275	9,020
賃借契約損失引当金	293	325
資産除去債務	10,042	9,529
その他の	716	798
負債合計	288,769	272,497
(純資産の部)		
株主資本	(228,839)	(226,293)
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	192,281	184,870
利益準備金	2,094	2,094
その他利益剰余金	190,187	182,776
固定資産圧縮積立金	853	925
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	139,597	132,114
自己株式	△5,337	△473
評価・換算差額等	(3,085)	(1,896)
その他有価証券評価差額金	3,085	1,896
純資産合計	231,924	228,189
負債・純資産合計	520,694	500,687

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

区 分		当事業年度 (2025年 3月 1日から 2026年 2月28日まで)	(ご参考) 前事業年度 (2024年 3月 1日から 2025年 2月28日まで)
営 業 収 益		381,215	372,839
売 上 高		324,657	317,534
売 上 原 価		218,879	213,593
売 上 総 利 益		105,777	103,941
営 業 収 入		56,558	55,304
営 業 総 利 益		162,335	159,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		140,864	137,978
営 業 利 益		21,471	21,267
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	503		342
仕 入 割 引	193		204
債 務 勘 定 整 理 益	196		62
そ の 他	550	1,443	528
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,515		756
シンジケートローン手数料	1		161
そ の 他	67	1,584	67
経 常 利 益		21,330	21,420
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	29		—
固 定 資 産 受 贈 益	95		—
保 険 金 収 入	13		282
関 係 会 社 株 式 売 却 益	40		—
関 係 会 社 整 理 益	—	178	162
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	143		134
減 損 損 失	1,069		7,483
店 舗 閉 鎖 損 失	2		18
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	143		—
そ の 他	47	1,406	20
税 引 前 当 期 純 利 益		20,101	14,207
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,537		6,170
法 人 税 等 調 整 額	△249	6,288	△1,598
当 期 純 利 益		13,813	9,635

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 洋介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高藤 顕広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会

計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 洋介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高藤 顕広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2025年3月1日から2026年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

株式会社イズミ 監査役会

常勤監査役 久 永 英 明 ㊞

社外監査役 堀 川 智 子 ㊞

社外監査役 岡 田 弘 隆 ㊞

以 上

メ 毛

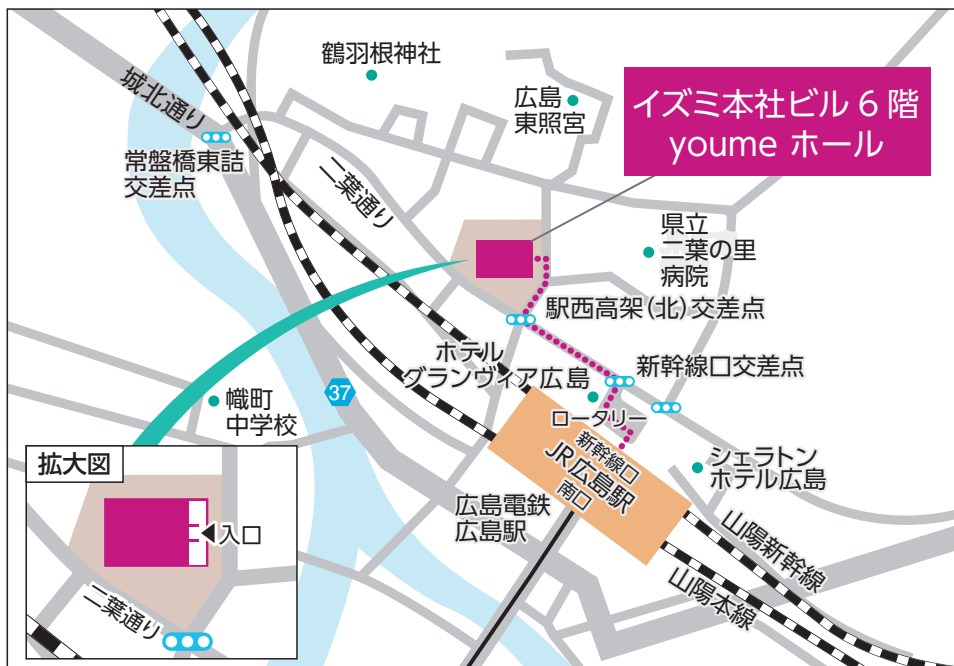
[illegible]

メ 毛

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内

会場 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 youmeホール
電話 (082) 264-3211 (代表)



- 交通のご案内……広島駅新幹線口より徒歩10分。
- 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。